

新型コロナウイルス感染症蔓延防止のための臨時休業について（4月3日）

新型コロナウイルス感染症については、本市でもこれまでに13例の感染事例が確認されており、とくに3月25日以降8例が確認され、市民の生活や地域経済に大きな影響が広がっています。本市の現状は、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言による「感染拡大警戒地域」に準じた状況であることを踏まえ、熊本市教育委員会より熊本市立学校及び幼稚園について学校保健安全法第20条に基づき、臨時休業措置について以下のような通知がありましたのでお知らせします。

1. 臨時休業措置とする期間

熊本市立の小学校、中学校、高等学校、専門学校、特別支援学校及び幼稚園については、令和2年（2020年）5月6日（水）まで、学校保健安全法第20条による臨時休業の措置とします。

2. 始業式の取り扱いについて

先日ご連絡したとおり、4月9日に実施します。

3. 入学（園）式の取り扱いについて

入学（園）式については、4月10日においては式典を行わず、新入学（園）生の始業日として取り扱い、教科書等の学習に必要な物品の受け渡し等のみを行います。保護者の方の参加もできません。なお、執り行わなかった入学式について、学校再開後に改めて執り行うかについては、今後検討しご連絡します。

4. 部活動について

部活動については、臨時休業措置の末日までの間は休止とします。

5. 臨時休業期間中の児童生徒等について

国内では都市部を中心に感染者が急増しており、熊本市内においても感染源が判明しない感染者や集団感染と思われる感染者が発生している状況下にあって、これ以上、感染症の蔓延を防止するための臨時休業措置であるという趣旨を児童生徒等に理解させ、不要不急の外出は自粛するよう保護者の皆様のご指導とご理解をお願いします。

6. 運動機会の確保のための運動場の開放について

3月の臨時休業期間中に、児童生徒の運動機会を確保するために行った、運動場の開放については、全ての市民に不要不急の外出自粛を要請していることに鑑み、実施しないこととします。

7. その他

休業期間中の学習や臨時登校日等については、後日詳細が決定次第ご連絡します。